

## 巻頭言

# 財団化の経緯と現在の状況

(財)東京都環境整備公社 東京都環境科学研究所長 長谷川 猛



東京都環境科学研究所は、昨年(2017)の4月1日から(財)東京都環境整備公社に移管され、新たな運営形態の下、調査研究を進めている。この間、財団化の経緯や現状等について、お問合せが多いので、この場を借りて簡単に紹介をしたい。

東京都では、平成15年11月に「第二次都庁改革アクションプラン」を策定したが、その中で、試験研究機関については、そのあり方を見直すこととなった。その後、17年5月に見直し方針が定められ、「行政権限を行使する機関以外の試験研究機関は、運営形態を見直し、原則として直営を廃止する」ことが通知され、当研究所は運営形態の見直し対象機関とされた。また、見直し方法としては、地方独立行政法人化、公益法人化、全面委託化、などが示された。

これを受け、環境局では、研究所の設置目的である行政ニーズへの迅速な対応の確保等を中心に検討を行い、局が所管する監理団体である東京都環境整備公社に移管するのが最良との結論になった。また、職員は局業務との連携などの観点から、派遣職員を主体とすることが定まった。この方針の下、18年度に準備作業を実施し、平成19年4月1日に移管された。

移管に際し、環境局では「調査・研究等に係る基本方針」と「研究等実施要綱」を定め、これに基づき、研究所が行う研究等の業務や、研究等に必要施設の維持管理等の業務を、公社に委託する方式をとった。委託契約の中には、「研究等に係る外部評価」の実施や、年報の発行、公開研究発表会の開催など、従前から実施していた研究外の主要事業も含まれている。また、研究等のテ-

マは、局の「研究テーマ調整会議」で検討し、要求する方式をとっているが、研究所側も、担当者間の事前調整などを含め、各段階で参画している。

このように、研究所の移管は、研究所の業務全体を委託するという方式なので、管理部門は合理化が図られたが、研究等の業務内容自体は変わっていない。

一方、運営形態変更の主目的である、効率的・効果的運営のうち、外部資金の導入については、移管後、行政施策と関連するエネルギー等のテーマを中心に、国や都(他局)、区、民間から業務を受託することができた。また、業務の実施に当たっては、受託費も活用して、産学との連携、非常勤研究員等の採用、公社本体の分析部門との協働など、効率的・効果的な運営を図っている。

研究所が公社に移管され約1年が立つが、外部資金を導入し、行政施策と関連する研究を実施するなど、移管の目的は、一定程度達成できたと考えている。しかし、研究所は、都からの職員派遣と、施設・機器の無償貸与が前提で成立している。このため、自主的な研究業務などの拡大を図っていくと、受託費による任期付き研究員の採用、都への賃借料の支払いなどの問題が生じてくるので、給料表の作成など対応策の検討を始めている。

地方環境研究所の機能を、財団移管により維持・強化する試みは、他に例がなく課題も多いが、皆様方のご支援・ご協力も得て、新しいタイプの地環研の確立を図っていきたいと考えている。